

ICT補助金等調査・検討プロジェクトチーム報告書

～制度・運営に係る改善及び職員の意識改革に関する提言～

ICT補助金等調査・検討プロジェクトチーム

【設置の経緯及び目的】

平成23年2月～4月

- ・ ICTふるさと元気事業の採択事業に関する総務省コンプライアンス室への通報をきっかけに、同室がNPO法人が事業主体である総務省のICT関係補助金等事業について調査したところ、不適切な予算執行の実態・問題が判明。

平成23年5月

- ・ 総務省は、公正・中立な立場から、国費の無駄遣いを防止し、情報通信システム関連の補助金等の制度及び運用の抜本的改善を図るため、本プロジェクトチームを設置。
- ・ ICT関係補助金等の個別事業の執行状況を調査・検証等を行い、問題点の改善を図るとともに、行政庁職員の意識改革やICT補助金等の制度改革へ取り組むこととなった。

【プロジェクトチームの体制】

郷原信郎：プロジェクトリーダー

（総務省顧問・コンプライアンス室長・弁護士）

メンバー：弁護士、ICTシステム専門家、公認会計士等の公正・中立な外部有識者

【活動の概要】

- ① 地域ICT利活用広域連携事業の平成23年度継続採択に関する審査
- ② ICTふるさと元気事業の個別事業のうち、主にNPO法人が事業主体である事業の執行状況の調査

○ ICTふるさと元気事業（平成21年度第二次補正予算事業）

〈予算額〉65億円*

〈交付件数〉59件*

〈事業の内容〉医療、介護、福祉、防災、防犯など公共分野において、地域に密着したNPO法人等をICT人材として育成・活用しながら、ICTを導入・活用することにより、地域雇用の創出・拡大とともに、地域の公共サービスの充実を図る取組を総合的に支援するもの。

*予算額は今回の調査対象でない事業分も含む。交付件数は調査対象事業分のみ

○ 平成22年度地域ICT利活用広域連携事業

〈予算額〉82億円

〈委託件数〉97件

〈事業の内容〉医療、介護、福祉、防災、防犯などの公共分野において、複数の地方公共団体等が広域連携し、地域に密着したICT人材を育成・活用しながら、ICTを導入・活用することにより、地域の公共サービスの充実を図る取組を総合的に支援するもの。

プロジェクトチーム活動概要

地域ICT利活用広域連携事業の平成23年度継続採択に関する審査

① 評価方針

- ・ 予算を使い切るということでなく、真に継続する必要性があると認められるもののみ採択する、
- ・ 指標が適切でないものやニーズがないと判断される事業は継続しない 等

② 評価資料

コンプライアンス室の調査で認められた問題点を踏まえ、NPO法人等に対しては以下の提出書類を追加
<当該団体の役員リスト、見積書取得先等との利害関係、過去3年分の財務諸表、直近3回分の理事会議事録>
また、すべての提案者に対して、システム関係経費の妥当性を評価するために以下の資料を要求
<システム見積関係書類(ベンダーへの見積依頼書等)、可能な場合は機能一覧・開発工程表・スケジュール表等>

③ 評価の結果

継続提案63件中26件を継続採択候補として選定。選定した26件中19件については、特定の経費の減額、システム価格の契約段階での適正性の査定、競争入札の実施、一括発注の禁止等を採択の条件として付した。

ICTふるさと元気事業の個別案件の調査

① 提出資料の精査

NPO法人が事業主体である23事業中、コンプライアンス室が調査済みの4事業を除く19事業について、契約の適切性、支出の適切性、事業の成果等のチェックポイントを作成し、事業採択時及び事業終了時の事業主体からの提出資料を評価

② 現地調査等の対象

NPO法人が事業主体の19事業中、問題がある可能性が高いと思われた6件の事業及び地方公共団体が事業主体の1事業について現地調査を実施。これらとは別に、ICTシステムの経費面で疑問があった1事業について、ICTシステム専門家のチーム員によるシステム価格の評価を実施

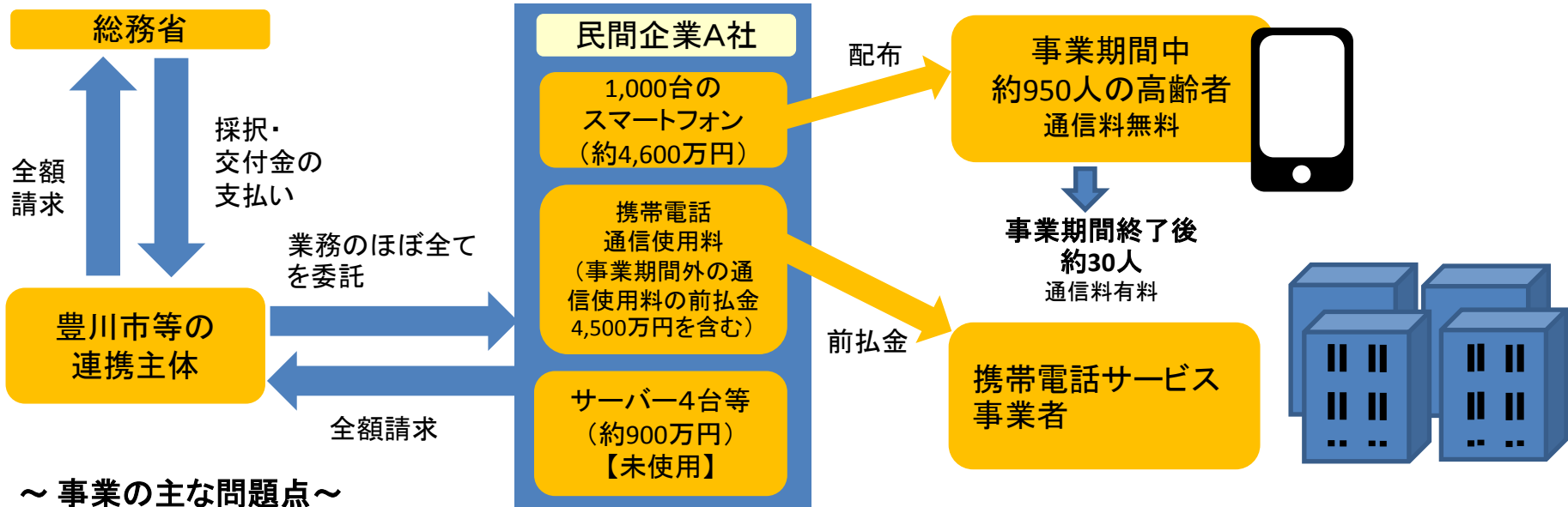
調査の結果一覧

	事業主体	調査時点での問題点→対応
1	NPO法人 A	<p>購入機器の一部未活用及び不透明な契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入したユーザー携帯用機器のうち、約半数が未使用 ・システム開発一式を、NPO法人→NPO法人理事が専務を務める会社（衣料品店）→別の1社→実際に開発を行った複数の会社の順に外注 <p>→事業改善計画の提出を指導</p>
2	NPO法人 B	<p>システム実稼働未了及び購入機器の不適切な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発したシステムの実稼働が未了 ・事業期間後、購入したユーザー配布用携帯電話の一部を中古店に売却して代金を受領 <p>→携帯電話の売却収益等約28万円を返納・減額</p>
3	NPO法人 C	<p>経費の過大計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に支払われたソフトウェアの作成費用について、現地調査後、交付金額の確定時と異なる金額の領収書を提出（差額の理由についての説明は不自然） ・人材育成関係の資材作成費の一部について成果物が確認できない等の問題あり。 <p>→上記領収書の差額分等、過大計上の約223万円を減額</p>
4	NPO法人 D	<p>計画未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量の機器・資材を購入しながら、事業期間中の利用者実績は目標値の0.5%程度 ・当該事業のICT活用部分の根幹であるシステムは使用されておらず休眠状態 <p>→事業改善計画の提出を指導</p>
5	NPO法人 E	<p>システム利活用の停止及びシステム開発経費の妥当性に疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発したポータルサイト及びシステムを事業期間終了後に閉じていた。 ・プロジェクトチームメンバーのICT専門家による評価の結果、システム開発経費が過大である疑い <p>→事業改善計画の提出を指導</p>
6	NPO法人 F	<p>購入機器の一部未活用及び経費の過大計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入したユーザー配布用携帯端末のうち、半数程度が配布されていない ・コンサルティング・調査関係費用について、成果物や業務内容を精査したところ、一部に過大請求あり <p>→事業改善計画の提出を指導、過大計上分約61万円を減額</p>
7	NPO法人 G	<p>計画未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査時点では、購入したユーザー配布用の通信機器の約半数が未配布、配布したものの配布世帯が使用できる環境にない等の問題あり。その後、改善が認められたため、特段の対応はとらず。
8	豊川市等	次ページ参照

携帯電話使用料の大幅な過大請求等があった地方公共団体の事例

高齢者向け『ふるさと元気』支援事業

- 事業主体 豊川市(代表)、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の連携主体
- 事業概要 80歳以上の高齢者(実際は計画変更により65歳以上)向けに「ふるさと元気端末」を開発し、高齢者に必須の行政サービス(安否確認・緊急連絡・検索・医療情報等々)をボタン一つで双方向利用できる環境を実現させる。
- 交付金確定額 228百万円



～事業の主な問題点～

- 携帯電話使用料の過大請求 : 事業期間外の携帯電話通信使用料(約4500万円)についても、交付金を請求
 - 購入機器の不利用 : 購入したサーバーは未使用。事業期間後、900台以上のスマートフォンが使われていない。
 - 不透明な発注手続き : プロポーザル型の業者選定が行われたとされているが、競争的な環境があったか疑問
- 《対応》 過剰に支払われた携帯電話通信使用料(約4500万円)の減額、
購入機器の有効利用を含む事業改善計画の提出を指導

調査したICT補助金等事業の主な問題点

(1) 事業の立案

- ・ NPO法人を実施主体としたことに関連する問題 → 組織基盤の相違を踏まえ、地方公共団体を主な実施主体とするそれまでの事業とは異なる仕組みの要否について、より子細な検討が必要だったと思われる。

(2) 公募から事業開始まで

- ・ 採択評価の期間・体制 → 短期間に大量の案件を評価しており、期間・体制が不十分 (ICTふるさと元気事業)
- ・ 事業内容の審査に関する問題 → 計画通りの成果をあげていない事業が多く、事業のニーズや継続可能性についての審査が不十分。また、事業計画についての疑問点や問題点について、評価者・行政庁と申請者・提案者の間で調整し、計画書に反映させるプロセスが不十分であり、事業開始後の事業実施者に対する十分な歯止めになっていない。
- ・ 交付決定額・契約額の審査の問題 → 個々の経費の必要性・金額の妥当性について、踏み込んだ審査がなされていない。特に、システム関係経費の評価には専門家の関与が必要であるが、現状は行われていない。
- ・ 利害関係先への発注 → 見積書の提出業者とNPO法人関係者の利害関係の確認は特段行われていない。

(3) 事業実施中

- ・ 発注先の選定方法に関する問題 → 一般競争入札の実施についての指導が不徹底で、NPO法人の大半は随意契約で業務を発注 (ICTふるさと元気事業)。一般競争入札が行われている場合でも、実効性が疑われるものがある。
- ・ 事業実施状況の監督 → 事業実施中の現地訪問はある程度行われているが、監督が十分であったとは言えない。

(4) 事業期間終了後

- ・額の確定に関する問題 → 書面上の形式的な審査にとどまりがちで、計画段階での歯止めが不十分であることにも起因して、疑問のある経費の支出について十分な追及ができていない場合がある。また、ICTシステム関係については、総務省の担当者において機能や金額の適正性を評価することは専門性の面で困難。
- ・事業期間終了後のフォロー → 計画未達成に終わった事業について、改善についての速やかな指導が行われていないものが見受けられる。

(5) 計画書及び成果報告書の公表

- 個別の事業の計画書や成果報告書を総務省のホームページ等において公開し、国民の監視の下に置くことがなされてない。

(6) 行政庁職員の意識

- ・事業の立案段階 → 国民のために有効な事業を行うという意識よりも、予算の獲得が重視されていないかという疑いを持たざるを得ない。
- ・事業の実施段階 → 交付金や委託費を最大限効率的に使い、事業の効果を少しでも高めようという意識の希薄さがあると言わざるを得ない。

(1) 事業の立案段階

事業の実施主体の属性に応じた補助金等の支払いの仕組みや審査の方法を検討

(2) 個別事業の採択評価から交付決定・委託契約締結までの段階

事業計画における事業内容の明確化、適確な目標設定、適正な経費の上限の設定は、事業開始後の指導・監督、成果の評価、経費の審査等において極めて重要。本プロジェクトチームによる地域ICT利活用広域連携事業の継続評価のプロセスを参考に以下の改善を図るべき。

- ・ 一定期間に集中的に外部有識者を投入する等、短期間に充実した審査を行える評価体制を検討
- ・ 事業のニーズ、事業の継続的運営の実現可能性について厳格な審査を実施
- ・ ICTシステム専門家の知見を活かす評価体制の構築

(3) 個別事業の実施段階

- ・ 一般競争入札の原則を徹底するなど、競争的環境での業者選定の徹底を図る。
- ・ 原則として全件の事業について事業執行中の実地調査を実施するなど、指導・監督を強化する。ICTシステム専門家等のチェックも取り入れる。

(4) 事業期間終了後

- ・ 積極的に実地調査を行い、経費の妥当性について厳格に審査する。
- ・ ICTシステム専門家を活用し、システムの機能や価格の妥当性を確認できる体制を整える。
- ・ 目標未達成の事業については直ちに原因分析・改善方策の検討等を行い、適確に指導する。交付金等の支払対象期間後も運営継続する事業に関するフォローを強化する。

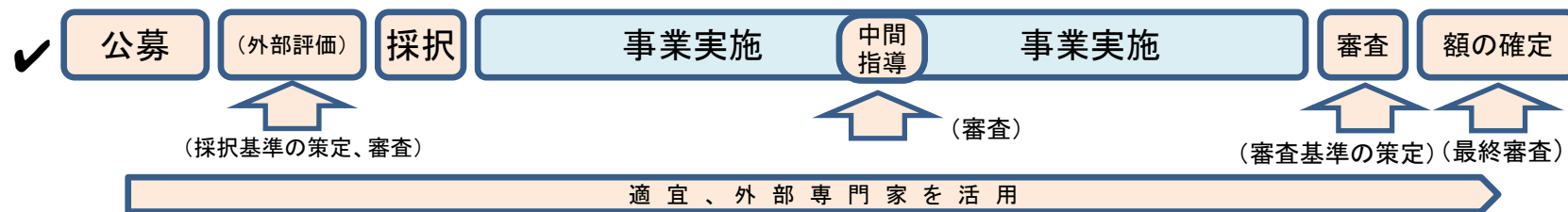
(5) 諮問答申型からプロジェクトチーム型の審査体制への転換

- ・ 事業の採択から事業完了時までの各段階で充実した審査を実施できるよう、適宜外部専門家を活用したプロジェクトチーム型の審査体制の導入を検討する。

従来: 諮問答申型 (短期間で大量案件を機械的に審査。 実質、中間審査無し)



今後: プロジェクトチーム型



(6) 事業内容・成果の可視化

- ・ 税金を投入した事業の効果について常に国民によるチェックが可能となるよう、事業計画書と成果報告書を総務省ホームページで公開する。
- ・ ICT関係補助金等事業については、適宜、その実施状況等をコンプライアンス室に報告する。

提言2 行政庁職員の意識改革

効率的な予算の執行により、国民が最大限の事業の成果を享受することができるよう、補助金等事業を遂行する

(1) 補助金等事業の立案に当たって

- ・ 漫然と類似の仕組みによる事業を反復継続して企画するのではなく、常に的確に行政需要を捉え、真に国民に有益な事業のみを効率良く実施するよう、事業立案する。

(2) 補助金等事業の遂行に当たって

- ・ 税金を投入しているということを改めて自覚し、行政庁としての厳格な遂行を期す。
- ・ 事業主体による事業運営が適正かつ効率的なものとなるよう、事業主体に対して厳しく監督・指導する。

(3) 補助金等事業の評価に当たって

- ・ 事業自体に対する有用性、有効性等の評価のほか、事業遂行に携わる職員について、
 - ① 事業を効率的に実施したか、
 - ② 国民が最大限の成果を享受できるよう実施したか 等の観点からの評価を行う。